



春季休業中における新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年3月19日
愛媛県教育委員会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、公立小中学校において春季休業前まで一斉臨時休業の措置を講じる中、一昨日、県内において3例目となる感染者が確認されました。しかし、本感染者は、海外で感染した可能性が極めて高く、県内において感染が広がっている状況ではないと見られることから、県立学校においては、次の方針のもと、春季休業中における子どもたちの居場所づくりや学習・生活支援等に取り組むこととします。

1 自宅待機について

- 自宅での待機は原則として求めず、児童生徒の外出については、学校の校庭や体育館、公園など、換気がよく、多くの人が密集しない場所など、感染可能性の低い場所に限り、特に制限はしない。
- 学校においては、新年度の諸準備等、児童生徒に対する指導を要する時期であるため、必要に応じて学年や学級毎による分散型登校や個別指導を実施可能とする。

2 部活動について

- 部活動については実施可能とするが、大人数による集団の活動は避け、少人数やグループ分けによる練習や、児童生徒が極力接触しない練習メニューの工夫、体育館での換気の実施、同一の運動機器を使用する場合の衛生管理の徹底など、感染予防対策に十分留意するとともに、可能な限り短時間での活動とする。
- 校長が実施内容を十分に確認することとし、当面は合宿や遠征、練習試合は行わないものとする。

3 学校再開について

春季休業後の新年度の学校再開については、例年どおりであれば4月8日（水）ころから始業式・入学式を行うこととなるが、今後、政府の専門家会議の見解や文部科学省が示す予定の学校再開の目安などを踏まえ、再開の時期・対応方法について検討し、改めて連絡する。

各市町（学校組合）教育委員会におかれましては、上記方針を参考にされ、地域の実態、学校の規模等に応じた対応を取っていただきたいと思います。

なお、今後、県内での更なる感染者の発生など、状況に変化が生じれば、県教育委員会において、その感染状況や広がりなどを踏まえ、改めて対応を検討し、連絡します。